

参照条文（抜粋）

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 ～ 6 略

（中長期計画）

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 七 剰余金の使途
- 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 略

4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 略

二 第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 略

四 第三十条第一項、第三十五条の五第一項、第三十五条の十第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

五 ～ 七 略

○国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令
(平成十三年農林水産省令第四十八号)

(中長期計画の認可の申請)

第五条 機構は、通則法第三十五条の五第一項の規定により中長期計画の認可を受けようとするときは、中長期計画を記載した申請書を、当該中長期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 略

○独立行政法人の目標の策定に関する指針(総務大臣決定)

V その他留意すべき事項について

4 目標策定等のスケジュールについて

主務大臣は、当該法人の業務実績評価及び業務全体の見直しを適切に反映させた上で、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会のチェックを受けた目標を策定しなければならない。

このため、具体的には、以下のようなスケジュールに従うものとする。

(1) 新中(長)期目標案の策定(中期目標管理法人、国立研究開発法人)

1月上旬を目途に策定、独立行政法人評価制度委員会に通知。同委員会のチェックを受ける。

(2) 新中(長)期目標(中期目標管理法人、国立研究開発法人)及び年度目標(行政執行法人)の策定

2月下旬を目途に決定し、当該法人に指示する。

(3) 新中(長)期計画(案)(中期目標管理法人、国立研究開発法人)及び事業計画(案)(行政執行法人)の策定、認可主務大臣から指示された目標に沿って策定し、3月末までに主務大臣の認可を得る。

なお、中期目標管理法人及び国立研究開発法人の目標の変更については、上記に準じ、変更する期日の2~3か月前に策定、独立行政法人評価制度委員会に通知し、同委員会のチェックを受ける等とする。行政執行法人の目標の変更についても上記に準じて策定する。

○農林水産省国立研究開発法人審議会令（平成 27 年 4 月 10 日政令第 195 号）

（組織）

第一条 農林水産省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は、委員八人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 略
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第六条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 略
- 二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

○農林水産省国立研究開発法人審議会議事規則（平成二十七年政令第百九十五号）

第二条 会議は、会長が招集する。

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

第六条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

第十条 第二条から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

○農林水産省国立研究開発法人審議会における部会の設置について（平成 27 年 5 月 22 日決定）

第一条 国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、独立行政法人通則法第三十五条の四、第三十五条の六及び第三十五条の七の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる国立研究開発法人に係るものを処理することとする。

名 称	所 掌 事 務
農業部会	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人土木研究所
林野部会	国立研究開発法人森林研究・整備機構
水産部会	国立研究開発法人水産研究・教育機構

第二条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するときは、この限りではない。